

民法（債権関係）改正を踏まえた預金規定等改定についてのお知らせ

2020. 3. 10

株式会社島根銀行では、2020年4月1日の民法改正（債権関係）を踏まえ、2020年4月1日より預金規定等を改定致します。また、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策のため、金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえた改定も併せて行います。

なお、改定後の規定は、改定前よりお取引きいただいているお客さまにも適用されますので、あらかじめご了承ください。

今回の規定改定に併せ、環境に配慮した取り組みを推進するため、「預金規定」等を電子化いたします。改定となる規定および改定内容は以下のとおりです。

記

1. 改定対象となる規定

【2020年4月1日付で改定する預金規定等一覧】のとおりです。

2. 改定内容

(1) 民法改正を踏まえた改定

① 定期預金の満期日前解約の取扱いを明確化

【改定の趣旨】

改正民法の下では、預金契約は寄託の規定を準用することとなり、「寄託者(預金者)は、受寄者(銀行)に対していつでもその返還を請求できる」規定が適用され、別段の合意がない限り、定期性預金を満期前でも解約できることとなるため、当行がやむを得ないと認める場合を除いては満期日前の解約はできない旨を記載し、取扱いを明確にするものです。

② 預金者の後見人等が法定後見制度の対象となった場合の届出を義務化

【改定の趣旨】

改正民法においては、制限行為能力者が他の制限行為能力者の法定代理人としてした行為は取り消すことができる旨が定められたことから、預金者の後見人等が法定後見制度の対象となった場合の届出を義務化するものです。

③ 規定の変更時の取扱いについて

【改定の趣旨】

改定の相当の事由がある場合には、当行のホームページへの掲載による公表、その他相当の方法で周知することで変更可能とするものです。

(2) 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえた改定

普通預金規定について、以下の条項を新設・追加・変更します。

普通預金規定以外の規定についても、同様の改定を行います。

【新設条項の追加】

10-2. (取引の制限等)

(1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

【条項の一部追加】

「解約等」条項の一部追加（普通預金規定抜粋）※下線部分を追加変更しています。

11. (解約等)

- (1) この預金口座を解約する場合には、届出の印章と通帳を持参のうえ、当店に申出てください。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
- ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合。
- ② この預金の預金者が第9条第1項に違反した場合。
- ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に接触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
- ④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

3. 各種規定のホームページへの掲載

環境に配慮した取り組みを推進するため、「預金規定」等を電子化いたします。

今後は、当行のホームページで最新の「預金規定」等をご確認いただけることになることから、当行窓口での「預金規定」等の配布を終了させていただきます。

4. 変更日

2020年4月1日(水)

※変更日以降、改定前の規定を記載した書面を交付した場合であっても、ホームページに掲載された改定後の規定が適用されます。

以上

本件に関するお問い合わせ
業務管理グループ
担当：佐佐木(TEL 0852-24-1237)